

在宅医療に係る研修助成事業概要

地域における在宅医療・介護連携推進に関する事業を支援するため、地域医師会或いは地域医師会が適当であると認めた者が実施する研修会等に対して、開催経費を補助する。

1. 事業期間

令和5年4月7日（金）～令和6年3月29日（金）まで

※上記期間内に完了してください。

2. 事業を委託できる対象（事業実施者）

- 1) 地域医師会長
- 2) 地域医師会長が推薦する団体又は個人

3. 研修会の内容（在宅医療をテーマとした以下のいずれかを満たすもの）

- 1) 多職種に対するチーム医療に関する研修
- 2) 市町村民に対する在宅医療の普及に関する研修
- 3) その他、岐阜県医師会が適当と認める研修

4. 実施方法について

- 1) 事業実施者は、在宅医療に係る研修の実施2週間前までに、実施計画書（様式1）を岐阜県医師会に提出する。
- 2) 岐阜県医師会は、提出された実施計画書の内容について審査し、結果を通知する。（様式2）
- 3) 事業実施者は、研修実施後1週間以内に、実施報告書等（様式3）（様式4）を岐阜県医師会に提出する。
- 4) 岐阜県医師会は、実施報告書の提出後、経費の支払をする。

5. 経費について

1) 対象経費

- ・研修実施に必要な賃金、報償費、旅費、消耗品費、会議費、通信運搬費並びに使用料及び賃借料、啓発資材制作費 ※報告書とともに領収書のコピーを添付する。

- 2) 基準額 1回の申請につき上限15万円（1団体3回まで申請できます。）

6. 留意点

予算の上限に達した時点で本事業は終了する。